

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）が受領する寄附金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、広く社会に常時募集活動を行うことにより、反対給付を受けることなく受領する金銭等をいう。

(寄附金の種類及び募集)

第3条 法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 常時募集する寄附金（賛助会費を含む。）
- (2) 特定寄附金 特別な事業の遂行のために必要な資金を募集するための寄附金
- (3) パートナー企業等寄附金 法人の目的及び事業に賛同する企業等に常時募集する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 法人は、常時寄附金を募ることができる。

4 寄附の申出を受けるときは、寄附金の種類により、寄附金申込書、賛助会員申込書、寄附金申込書及びパートナー企業等申込書によるものとする。

(受領書の送付)

第4条 法人は、寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

(寄附金の使途)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に規定する寄附金のうち、寄附者の意思によりその使途が指定されていないものについては、毎事業年度における当該寄附金の合計額の80%以上を公益目的事業に使用する。

2 第3条第1項第3号に規定する寄附金は、当該寄附金の50%以上を公益目的事業に使用し、その残額を法人会計に使用するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。